

## 平成29年東北管内におけるガス事故について

### (1) ガス事故詳報対象事故について

#### ① 管内におけるガス事故の発生件数について

管内におけるガス関係報告規則第4条第1項に該当する詳報対象事故（以下「ガス事故」という。）の発生件数及び被災者数は表1、表2のとおり。

表1 管内のガス事故発生件数 [単位：件]

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
東 北 管 内	一般ガス事業	10	11	12	6	10	8	6	5
	導 管 事 業	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡易ガス事業	0	2	3	1	6	2	3	0
	小 計	10	13	15	7	16	10	9	5
全 国		383	467	471	767	674	532	468	407

注1:H23の事故件数には、東日本大震災による製造支障事故や広範囲の導管損傷による供給支障事故の件数は含んでいない。

注2:H25の全国の件数は、FF式レンジフード型給湯器のケーシング変形による事故件数の大幅な増加(前年比289件増)が要因であるが、当該機器メーカー等が積極的に点検、部品交換を実施している過程で多く発見されたものである。

表2 管内のガス事故による被災者数 [単位：人]

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
死亡者数	一般	0	2	0	0	0	0	0	0
	簡易	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数	一般	7	14	3	3	3	3	0	1
	簡易	0	2	0	0	1	0	1	0
全 国	死亡	1	3	0	1	1	2	0	0
	負傷	54	78	54	39	51	13	26	28

注:負傷者数にはCO中毒を含む。

#### ② 管内におけるガス事故概要について

平成29年に東北管内で発生したガス事故を段階別にみると、供給段階が4件、消費段階が1件となっており、製造段階では発生していない。

表3 東北管内のガス事故概要（一般ガス事業、簡易ガス事業）

月日	県名	区分	段階	現象	事故の概要
① 1月18日	福島	一般	供給	漏えい・着火 (他工事) 【軽傷1名】	<p>国道歩道部の下水道公共枡（引込）縮小工事において、作業員が供給管付近を掘削中、官民境界付近にコンクリート塊があり、電動ピックにて研りを開始したところ、何らかの原因で灯外内管より漏えいしていたガスに引火して作業員1名が軽度の火傷を負った。</p> <p>原因は、掘削作業時に、振動等の応力が作用し、灯外内管（SGP25A）の腐食箇所鉍滓が剥がれてガスが漏えい、電動ピックを使用した際に、モーターの回転部、あるいは研ったコンクリート片の火花が着火源となって着火したものと推定。</p>
② 2月14日	宮城	一般	供給	漏えい (交通困難)	<p>解体作業中の建物所有者よりガス漏れの通報があり、出動したところ、通報住所に誤りがあったため、消防無線にてガス漏れ警戒通報を受信して探索を行い現場に到着した。</p> <p>調査を行ったところ、灯外内管破損箇所からの漏えいを確認したため、応急処置とともに、敷地境界でのプラグ止めを行った。</p> <p>この事故のため、市道40mを警戒区域として約2時間半の交通規制が行われた。</p> <p>原因は、ガス会社に未照会のまま建物解体作業が行われ、ガス管を損傷させ漏えいに至ったもの。</p>
③ 7月17日	宮城	一般	供給	漏えい (交通困難)	<p>消防無線にてガス漏れ警戒通報を受信し現場へ出動したところ、消防による付近道路の交通規制が行われていた。</p> <p>現場で消防が応急処置した損傷箇所からの漏えいが無いことを確認するとともに、灯外内管（PE管部分）を切断してキャップ止めを実施した。</p> <p>この事故のため、私道45mを約1時間20分の交通規制が行われた。</p> <p>原因は、過去に閉栓した時と異なる住宅所有者が、ガスが通っていないものと思い込み、不要になったガス管を自身で切断して漏えいに至ったもの。</p>
④ 10月15日	福島	一般	供給	漏えい・火災	<p>新聞配達員が露出しているガス管から火が出ていると消防署へ通報。地元消防団が消火器にて消火したが、ガスが止まらなるとガス会社に通報があり出動したところ、雨水枡より露出している供給管（SGP15A）で漏えいを確認したため、応急的なガス止めを行うとともに、供給管を切断しプラグ止めを実施。</p> <p>経年劣化により腐食した供給管からガスが漏えい、何らかの原因で着火したと推定。</p>

月日	県名	区分	段階	現象	事故の概要
⑤ 12月22日	岩手	一般	消費	漏えい・着火	<p>需要家から「小型瞬間湯沸器を自分で設置したが、不安なので見て欲しい」と電話があり、ガス会社担当者が現場確認したところ、ゴムホースエンド上部の電池ボックス部が焼損していた。ガス会社担当者は、内管漏洩検査等を実施後、需要家へ無資格者のガス接続の禁止等を伝え、当該機器を持ち帰って点検したところ、電池ボックス及び配線の一部が焼損していた。</p> <p>原因は、ホースエンド接続部が緩んでいた状態で少量のガスが漏れ、点火操作をしたことにより引火したものと推定。また、ガス接続は可とう管コック・強化ガスホースへの交換を徹底しているが、前回の消費機器調査時に「設備改善の通知」にて推奨していたゴムホース接続の改善がされておらず、需要家自身が交換工事を実施したため。</p>